

1. まちづくり情報交流協議会

(経緯)

まちづくり交付金制度は、地域の自主性と創意工夫を活かし、全国都市再生の推進を図るための制度として平成16年度に創設され、既に全国約900の市区町村におけるまちづくりに活用されています。

この間、地方公共団体においては、本制度に係る様々な情報ニーズが存在していたことから、制度運用や活用事例等に関する情報の共有化や意見交換の場として、平成16年6月にまちづくり交付金情報システム（まち交ネット）を立ち上げ、本制度の特徴を活かした事業の組み立てに一定の効果を見たところで

す。今後、本システムで提供する情報の充実や、活発な意見交換の促進等により地方公共団体が本制度活用のノウハウをさらに蓄積していくことが、本制度によるまちづくりの推進に大きく貢献するものと期待され、そのためには推進体制の強化を図ることが効果的と考えられます。

そこで、まちづくり交付金を活用して地域の創意工夫を活かしたまちづくりを促進することを目的として平成18年2月27日に、「まちづくり交付金情報交流協議会」を設立（会員数226、内訳：都道府県11、市区町村215）し、これまでに、まちづくり交付金に関する情報の提供、意見交換、相談等の活動を展開してきました。

また、平成19年7月12日の定期総会においては、今後の協議会の財政基盤強化と積極的な活動展開を目的とした会費制導入が決定されました。

そして、平成21年7月17日の定期総会においては、まちづくり交付金と関連するまちづくり諸制度も含めた情報収集・提供、意見交換等を行なうことの必要性から、本協議会の名称を「まちづくり情報交流協議会」と変更し、まちづくり情報の支援を行っています。

さらに、平成22年4月に、地方公共団体にとってより自由度の高い「社会資本整備総合交付金」が創設されたため、本協議会においては、「まちづくり交付金」から「都市再生整備計画」を活用したまちづくりに変更するとともに、引き続き、情報の収集・提供、意見交換、相談等を実施することにより、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを支援することを基本方針として事業を進めています。